



令和8年度 稲沢市不妊治療費補助制度のご案内



1. 対象者

申請日において下記のア～エをすべて満たす方

ア：夫婦の一方または双方が稲沢市に住所を有している方

※夫婦で住民票を別にしており、本市以外で補助を受けた場合、本市で申請はできません。

イ：婚姻届を出している夫婦、または事実婚の夫婦であることが確認できる方

ウ：医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である方

エ：医療機関によって不妊治療が必要であると認められた方

2. 対象の治療

- ・一般不妊治療(不妊検査・一般不妊治療および人工授精等)の保険適用分
- ・生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊の手術、胚移植等)の保険適用分
- ・生殖補助医療の自費診療分(※ただし43歳以上で治療を開始される方で、年齢を理由に自費診療になった治療に限る)

※文書料・個室料など治療に直接関係のない費用や、先進医療の技術料などの保険外診療は対象外です。

※稲沢市在住中に受けた治療が対象です。転入前・転出後に受けた治療は対象外です。

3. 補助額

年度ごとの申請分(令和8年3月から令和9年2月まで)の治療費のうち、上記対象の自己負担額の全額(上限25万円)

※自己負担額とは高額療養費制度や付加給付金制度により補助された金額を控除した額です。

高額療養費制度：医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。

付加給付金制度：保険組合等で独自に決めた限度額を超過した費用が支給される制度。高額療養費制度に上乗せして給付されるもの。

4. 申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月19日(金) (令和8年3月から令和9年2月までの診療分)

※期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※稲沢市から転出する場合は、必ず転出前に申請をしてください。

また申請は、申請期間内につき原則1回までとなります。(期間内の分割での申請はご遠慮ください。)やむを得ず、申請が2回になる場合には、事前に保健センターまでご相談ください。

補助期間に制限はありませんが申請期間ごと(年度ごと)に申請が必要になります。

5. 申請に必要な書類等 (□)は該当者のみ必要な書類です。

提出書類・持ち物	注意事項
□ 稲沢市不妊治療費補助金交付申請書(様式第1)	記入例を参照してください。
□ 稲沢市不妊治療費補助金事業に関する同意書(様式第1の2)	記入例を参照してください。
□ 稲沢市不妊治療費補助事業受診等証明書(様式第2)	医療機関に作成を依頼してください。文書料がかかる場合があります。作成までに1~2週間、もしくはそれ以上の期間を要する場合もあるため、早めに医療機関に作成を依頼してください。
□ 稲沢市不妊治療費補助金交付請求書(様式第5)	記入例を参照してください。
□ 対象治療の領収書(原本)	領収書と明細書をセットにして日付順に並べて提出してください。領収書・明細書は治療内容の審査のために必要です。提出された原本はお返しできません。
□ 対象治療の明細書(原本)	
□ 夫の健康保険資格確認書等(原本)	健康保険資格確認書等とは、資格確認書(旧保険証)、資格情報のお知らせです。保険者名称の記載があるものを 書面 でご提出ください。(マイナポータルの「医療保険の資格情報」画面の写し等)治療途中で保険組合が変わった場合はQ&A-Q3をご参照ください。
□ 妻の健康保険資格確認書等(原本)	
□ 限度額適用区分が分かるもの	マイナポータルの「限度額適用認定証関連の情報」画面の写しもしくは高額療養費限度額認定証
□ 振込先の預金通帳	申請者 の口座名義の通帳をお持ちください。エコ通帳等の場合は、銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかる画面の写しを提出してください。
□ 戸籍謄本(原本)	3か月以内に交付されたものに限り、 ※事実婚関係の方は、それぞれの戸籍謄本が必要です。
□ 付加給付金の支給決定通知書	<u>申請前に、付加給付制度について加入している保険組合等へ問い合わせてください。支給がある場合には、写しの提出が必要です。(支給がない場合は不要です。)</u>
(□)住民票(原本)	夫または妻が稲沢市外に住民票がある方 3か月以内に交付されたものに限り、
(□)事実婚関係の夫婦に関する申立書(様式第3)	事実婚関係の方のみ
(□)高額療養費の支給決定通知書	マイナ保険証を利用せず受診した方で、ひと月の医療費が高額になった方(加入している保険組合等により発行されるものです。)
(□)高額療養費・付加給付金該当月の不妊治療以外の領収書・明細書	高額療養費や付加給付金が支給された方のうち、 <u>申請する不妊治療以外の診療を、同じ月で受診された方</u> (コピーをして原本は返却します。) ※不妊治療に対しての還付割合を把握するためです。詳細はQ&A-Q6, Q7をご参照ください。

6. マイナ保険証を使用せずに受診する場合について

ひと月の支払いが高額※1 になることが予想される場合には、加入している保険組合等から「高額療養費限度額適用認定証」の交付を受けてください。

「高額療養費限度額適用認定証」がないまま、高額な医療費を払い続けると、申請のために必要な手続きが増え、4か月程度不妊治療費補助金の支払いが遅れます。

7. 補助金の支払い

申請書類を審査したうえで、決定した補助額については、書類を受理した日から1~2か月の間に、稲沢市不妊治療費補助金交付決定通知書でお知らせします。その後、指定していただいた振込先へお支払いします。

同意書に基づき、ご加入の保険組合等に、高額療養費等の支給の対象となるか確認させていただく場合があります。確認後、支給があった場合はその額を控除して補助金を支払います。

8. 注意事項

- ・申請された医療費（自己負担額の上限25万円）は、確定申告の医療費控除の対象外です。
- ・申請期限間際は、混み合いますので、治療が終了次第、早めに申請してください。
（申請のタイミング：妊娠、当該年度の治療終了時、転出前）
- ・申請の際は、書類の不備や確認作業、問い合わせなどにより時間を要する場合があります。（申請内容や混雑状況によっては30分~60分程度）
- ・審査をして対象外のものがあつた場合には、ご連絡いたしますので、日中つながる電話番号を申請書にご記入ください。

9. 申請場所・問合せ ※開庁時間は変更になる場合があります。事前にご確認ください。

- ・稲沢市保健センター 稲沢市稲沢町前田365番地16 TEL：0587-21-2300（平日9:00~17:00）
FAX：0587-21-2361

※お問い合わせは稲沢市保健センターへお願いします。

- ・稲沢市保健センター祖父江支所 稲沢市祖父江町山崎鶴塚275番地1
TEL：0587-97-7000（平日9:00~17:00）
FAX：0587-97-1338



Q & A

Q1. 複数の医療機関で不妊治療しましたが、申請はできますか。

A1. 申請可能ですが、稲沢市不妊治療費補助事業受診等証明書(様式第2)をそれぞれの医療機関で作成していただく必要があります。保健センター窓口で追加の用紙をお渡しできますのでお声がけください。稲沢市ホームページ(ページID:2276)からダウンロードすることも可能です。

Q2. 妊娠したため、不妊治療の補助金の申請をしました。しかしその後流産したため、申請をした同じ年に不妊治療を再開しました。その場合、補助はどのようになりますか。

A2. 一度保健センターまでご相談ください。

Q3. 治療の途中で、転職等により加入する保険組合が変わります。

A3. 変更前の健康保険資格確認書等を使って治療を受けた場合は、変更前の健康保険資格確認書等の写しと変更後(現在)の健康保険資格確認書等をお持ちください。

(理由:医療費、付加給付金等について、保険者に問い合わせる場合があるため。)

Q4. 付加給付金があるかどうか、わかりません。

A4. ご自身が加入している保険組合等(健康保険資格確認書等の発行元)へお問い合わせください。給付がある場合は、金額が分かる書類の提出が必要です。申請書と一緒に、付加給付金の書類の提出が難しい場合は、申請前に保健センターまでご相談ください。

Q5. 任意で入っている医療保険(生命保険等)で、給付金があるのですが、補助額に影響はありますか。

A5. ありません。ただし、ご加入の保険組合等から付加給付を受けている場合は、その額を控除して補助金を支払います。

Q6. 不妊治療をしながら、不妊治療以外ほかの医療機関を受診しました。ほかの医療機関での診療分も含めて、給付金等があった場合、補助金額に影響はありますか。

A6. 医療費や付加給付金は月単位で返ってくるため、不妊治療費として、いくら還付されているのかを確認する必要があります。ご自身が加入されている保険組合等に、ほかの医療機関での医療費を確認していただき、金額が分かる書類(領収書や保険組合からの「医療費のお知らせ」等)を申請時にお持ちください。

Q7. 高額療養費・付加給付金該当月の不妊治療以外の診療の領収書・明細書を紛失してしまい、提出できません。

A7. 提出できない書類があっても不妊治療の補助金申請は可能ですが、提出がない分は給付された額をそのまま控除します。(補助金額が少なくなる可能性があります。)